

複合契約事業実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、間伐と立木販売を組み合わせて実施する複合契約による林業公社営林事業（以下「複合契約事業」という。）を実施するために、林業公社営林事業実施要領（以下「営林事業実施要領」という。）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(複合契約事業の内容)

第2条 複合契約事業の内容は、以下の事業を組み合わせて行う事業とする。

- (1) 間伐、択伐、支障木伐採、造材、集材、作業ポイントまでの搬出及びその他附帯施設等に係る委託事業（以下「委託事業」という。）
- (2) 搬出材の販売事業

(事業実施の方法)

第3条 事業の実施方法は、指名競争によるものとし、別に定める規定により、いくつかの団地を一括して実施できるものとする。

(複合契約事業設計書)

第4条 支所長は、営林事業実施要領第5条に基づき実施設計書を作成又は変更し、理事長に提出しなければならない。ただし、支所長専決事業（財団法人石川県林業公社組織及び事務等に関する規定第9条の規定による1件1,000万円未満の事業をいう。以下同じ。）に係る実施設計書は、この限りではない。

- 2 支所長は、事業実施予定林分において、標準地調査（1施業地当たり400㎡）により、間伐対象木、間伐率、最低搬出量等を求めるものとし、事業完了まで標準地設定を保持するものとする。
- 3 工期の設定は、委託事業実施期間と間伐材搬出期間をそれぞれに定めることができるものとする。ただし、債務負担事業を除き、会計年度を越えることはできないものとする。
- 4 当該実施予定林分において、集材路等の開設を行う場合は、間伐率算定において、これを含めるものとする。
- 5 理事長及び支所長は、実施設計書及び木材市況を勘案の上、売払間伐木の評価を行い、複合契約事業設計総括表を作成するものとする。（別記様式第1～2号）

(間伐実施承諾)

第5条 支所長は、標準地調査実施後の設計積算段階において、土地所有者等（契約委任代理人を含む。以下同じ。）に対して、間伐実施及び集材路等開設に係る承諾を得ることとする。

(指名業者の選定)

第6条 理事長及び支所長は、別に定める公社営林事業業者指名審査要領に基づき、指名業者を選定するものとする。

(支出負担行為伺及び収入伺)

第7条 理事長及び支所長は、複合契約事業設計総括表に基づき、予定価格(別記様式第3号)を作成のうえ、複合契約締結に係る支出負担行為伺及び収入伺を同時に行うものとする。

(入札等の執行)

第8条 理事長及び支所長は、第6条で選定した指名者に対し、別記様式第4号に必要事項を記載し、入札時に必要な書類(別記様式第5～7号)を添付した入札案内を通知するものとする。

なお、本社執行事業(支所長専決事業以外の事業をいう。)については、入札案内は支所長を経由し通知するものとする。

2 設計図書は、見積期間中に、指定の場所(本社及び支所)で指名業者の閲覧に供することとする。(別記様式第8～10号)

3 支所長は、指名者に対して、第4条第2項で設定した標準地をもとに、間伐実施区域、最低搬出量、土地所有者等の状況、集材路(自力)開設の可否などについて、現場説明を行うものとする。

(落札者の決定)

第9条 落札者の決定は、入札時に提出する「間伐材搬出計画書」に記載の搬出量が、最低搬出量以上である者のうち、以下により決定する者とする。

(1) 入札金額の「事業委託金額」が予定価格以下であり、かつ、入札金額の「間伐材買取額」が予定価格以上であること。

(2) 前号の条件を満たす入札者が複数の場合は、入札額の「事業委託金額」から「間伐材買取額」を差し引いた差額が少額の者とする。

(複合契約の締結)

第10条 理事長及び支所長は、第7条及び第8条の執行により受託者(買受者を含む。以下同じ。)を決定した場合は、別記様式第11号による契約書(以下「複合契約書」という。)に営林事業実施要領第13条に定める約款を添付して契約を締結するものとする。

(売払代金の徴収)

第11条 理事長は、受注者に対し、前条の複合契約による業務完了日の10日前までに請求書を発行し、代金を納入させるものとする。

(入札等の結果通知)

第12条 理事長は、当該複合契約を締結したときは、関係書類一式（控）を支所長に送付するものとする。また、支所長専決事業に係る契約締結をしたときは、支所長は関係書類一式を理事長に提出するものとする。

2 支所長は、入札時に受託者より提出された集材路（自力）開設計画書に開設計画がある場合は、必要な指導を行うと共に、着手前に土地所有者の承諾を得るものとする。

(監督員の選任)

第13条 理事長及び支所長は、当該複合契約を締結したときは、当該支所又は事業所の職員を監督員に選任し、監督員選任通知書により、受託者に通知するものとする。

(選木完了確認)

第14条 監督員は、現場代理人から選木確認願（別記様式第12号）を徴収し、速やかに、間伐対象木の選木状況、間伐率についての確認を行うものとする。

(完成検査)

第15条 理事長及び支所長は、受託者より第2条第1号に掲げる委託事業に係る完成届の提出があったときは、公社営林事業検査要領に基づき検査を実施するものとする。

(事業目的物の引渡し)

第16条 理事長及び支所長は、前条に規定する完成検査の合格通知後、直ちに受託者から事業引渡書により事業目的物の引渡しを受けるものとする。

2 理事長は、前項の引き渡しを受けた後、受託者から当該委託事業に係る請求書の提出があった場合は、営林事業実施要領第13条に定める約款による支払いをするものとする。

(搬出完了確認)

第17条 監督員は、第2条第2号の事業に係る販売対象木の搬出が完了した時は、現場代理人から搬出完了届（別記様式第13号）を提出させ、速やかに、出荷伝票等による出材総量及び搬出跡地状況の確認を行うものとする。

(分収金の交付)

第18条 理事長は、当該複合契約事業完了後、複合契約による間伐木販売精算書（別記様式第14号）を作成し、土地所有者（契約委任代理人）に通知するものとする。

2 当該複合契約事業による収益の分収は、土地所有者との分収造林契約書に定める方法により行うものとし、当該売払額について行うものとする。

(様式)

第19条 その他、当該事業により使用する様式は、別記様式15～25号とする。

附則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成18年4月11日から施行する。

附則

この要領は、平成22年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年6月3日から施行する。